

令和4年度 第6回

## 江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和4年度第6回江田島市農業委員会議事録

|               |   |     |                     |
|---------------|---|-----|---------------------|
| 日 時           | 令和4年9月29日(木)<br>14:00~14:42   | 場 所 | わくわくセンター<br>2階農業研修室 |
| 出席委員          | 1 村上 浩司<br>2 清水 正子<br>3 山田 隆見<br>4 下河内 昭博<br>5 川尻 一行<br>6 田中 正彦<br>7 中福 留美<br>9 小原 正清   |     |                     |
| 欠席委員          | なし  |     |                     |
| 出席者<br>総 数    | 出席委員 8名   |     |                     |
| 事務局<br>職 員    | 事務局長 猪垣 英治<br>書 記 兼平 美樹<br>書 記 佐山 靖裕<br>書 記 久保 彰裕   |     |                     |
| 傍 聴 者         | なし  |     |                     |
| 議 事 録<br>署名委員 | 7番 中福委員<br>1番 村上委員  |     |                     |
| 提出議題          | 議事<br><br>諸報告<br><br>議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について<br>議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について<br>議案第36号 非農地証明の申請について<br>議案第37号 空き家付き農地指定登録申請について<br>議案第38号 農用地利用集積計画の決定について<br><br>協議事項 |     |                     |

## 1 開 会

事務局長 定刻より少し早いですが、皆様お集りになりましたので、始めさせていただきます。本日はお忙しい中、お集まりいただき御苦勞様でございます。また連日のように猛暑日が続いておりますが、農地パトロールに御協力いただき、ありがとうございます。先日のパトロール中に事務局職員が足を滑らせ、崖地に落下する事故が発生しました。その職員は、すぐに病院に行きましたが、左わき腹を16針も縫う大ケガでございました。皆様方も暑い中でのパトロールになりますので、安全第一でお願いします。

只今から令和4年度第6回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、委員総数8名中、出席者は8名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを御報告いたします。また、会議録作成のため、本会議を録音することをお知らせさせていただきます。

それでは、最初に小原会長が、皆様に御挨拶申し上げます。

議 長 皆様、こんにちは。どうもお疲れ様でございます。朝晩、やっと幾分か涼しく感じる日がやってきて、少しは安心しているところではございますが、昼間は残暑がきびしいので、農作業を行う際には十分、注意して行ってください。また、私ごとではありますが、先日、スズメ蜂に刺されまして難儀しました。事務局長が言われましたように、パトロール中に事故が起きないように注意するとともに、蜂やマムシにも注意して行ってください。よろしくお願いします。

事務局長 ありがとうございます。これからの議事進行は、江田島市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となります。小原会長よろしく申し上げます。

## 2 議事録署名者の指名について

議 長 日程第2の議事録署名者の指名ですが、本日の議事録署名者につきましては7番の中福委員と1番の村上委員の指名をお願いさせていただきます。なお、書記に猪垣事務局長、兼平、佐山、久保の4名を指名いたします。

## 3 諸 報 告

議 長 日程第3の諸報告です。事務局の方から何かありますか。

兼平書記 本日審議する事案について説明します。

1つ目は、農地法第3条、第5条の許可申請について。

2つ目は、非農地証明の申請について。

3つ目は、空き家付き農地指定登録申請について。

4つ目は、農用地利用集積計画の決定について。以上です。

議長 日程第4の議案第34号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

兼平書記 議案第34号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和4年9月29日提出、江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号1、譲渡人、A、住所、江田島町●●、職業、農業。

譲受人、B、住所、広島市南区●●●●、職業、地方公務員。

所在地、江田島町●●\_\_丁目の1筆、面積は637㎡。

申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「当該地を相続により取得したが、昨年、他の畑を購入し、年齢的に作付面積が増えて耕作が困難になったので、当該農地を有償で譲り渡す。」

譲受人は「将来、江田島市への移住を計画しており、当該地を譲り受けてオリーブ栽培する農地として活用するため、有償で譲り受ける。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 山田委員、お願いします。

山田委員 この農地は、637㎡の面積で下限面積に足りないのですが、この農地だけでは購入できません。ただ、後から出てきます利用権の方で、同じ所有者のAさんから農地を借りるようになっていますので、問題ありません。よろしくをお願いします。

議長 他に質問等ございますか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。

兼平書記 番号2、譲渡人、C、住所、沖美町●●、職業、無職。

譲受人、D、住所、広島市南区●、職業、会社員。

所在地、沖美町●●字○○の1筆、面積は88㎡。

申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「高齢で実家の適正な管理が困難になったので、空き家と隣接する農地を有償で譲り渡す。」

譲受人は「空き家と隣接する農地を有償で譲り受ける。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思われます。御審議をお願いします。

議長 清水委員、お願いします。

清水委員 時々、所有者が帰ってきて綺麗に管理されています。空き家からでないといけない農地なので、一緒に売買されて良かったと思います。今、事務局の説明のとおり、本案件は先月に空き家付き農地として登録しているため、問題ありません。よろしくお願いします。

議長 他に御質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。

兼平書記 番号3、譲渡人、E、住所、大阪府吹田市、職業、無職。  
譲受人、F、住所、沖美町●●、職業、農業。  
所在地、沖美町●●●字○○の1筆、面積、142㎡。  
申請理由は無償譲渡で、譲渡人は「県外に居住しており適正な管理ができていないため、無償で譲り渡す。」  
譲受人は「レモンを栽培するため無償で譲り受ける。」  
農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思われます。御審議をお願いします。

議長 下河内委員、お願いします。

下河内委員 事務局が説明したとおり、間違いありません。譲受人は、この農地の他にもたくさん農地を所有しているので問題ありません。よろしくお願いします。

議長 他に質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

|      |   |
|------|---|
| 議 長  | 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。  |
| 兼平書記 | 番号 4、譲渡人、G、住所、広島市安佐南区●●、職業、会社役員。<br>譲受人、H、住所、大柿町●●、職業、会社役員。<br>所在地、大柿町●●字○○○の 3 筆、字○○の 4 筆合計面積は 1,613 m <sup>2</sup> 。<br>申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「相続した実家の管理が困難となり、実家近くに居住する譲受人に、江田島市に所有する一切の財産を有償で譲り渡す。」<br>譲受人は、「譲渡人と実家建物の譲渡について合意が得られたので、農地、山林を含む一切の財産を有償で譲り受ける。」<br>農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。 |
| 議 長  | 村上委員、お願いします。  |
| 村上委員 | 若干、荒れている農地はありますが、写真の字○○○__番__の面積、561 m <sup>2</sup> の畑が再生農地として営農できる可能性があると思います。昔は果樹を耕作していたのですが、今は、写真のとおり荒れています。今回は、親戚からの譲渡であるため、今すぐに耕作するという訳ではないのかと思います。よろしくお願いします。   |
| 議 長  | 他に質問等ございませんか。   |
| 委 員  | 無しの声あり。   |
| 議 長  | 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。  |
| 委 員  | 全員挙手。   |
| 議 長  | 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。  |
| 兼平書記 | 番号 5、譲渡人、故 I 遺言執行者 J、住所、広島市西区●●●、職業、会社員。<br>譲受人、J、住所、広島市西区●●●、職業、会社員。<br>所在地、能美町●●字○○○の 1 筆、面積、535 m <sup>2</sup> 。<br>申請理由は無償譲渡で、申請人は「平成 26 年 4 月に亡くなった伯父の公正証書遺言に基づく遺言執行により遺贈し、譲り受ける。」譲渡人、譲受人が同一人物であるが、関係書類が提出されているため受理する。広島県には確認済みである。<br>農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。                    |
| 議 長  | 川尻委員、お願いします。  |

|      |   |
|------|---|
| 川尻委員 | 先日、担当委員、事務局員と現地確認を行いました。事務局が説明したとおりで間違いありません。よろしくお願ひします。  |
| 議 長  | 他に質問等ございませんか。   |
| 委 員  | 無しの声あり。   |
| 議 長  | 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。  |
| 委 員  | 全員挙手。   |
| 議 長  | 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願ひします。  |
| 兼平書記 | 番号 6、貸人、K、住所、能美町●●、職業、無職。<br>借人、J、住所、広島市西区●●●、職業、会社員。<br>所在地、能美町●●字○○の 1 筆、面積は 646 m <sup>2</sup> 。<br>申請理由は賃貸借で、貸人は「申請者の従弟であり申請者が帰郷して農業を始める際の耕作方法について、一緒に耕作しながら助言を行うため無償で貸付ける。」<br>借人は「農業を少しずつ学び、現在の会社を退職後に営農するため無償で借受ける。」<br>農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思ひます。御審議をお願ひします。 |
| 議 長  | 川尻委員、お願ひします。  |
| 川尻委員 | 事務局が説明したとおりで間違いありません。よろしくお願ひします。  |
| 議 長  | 他に質問等ございませんか。   |
| 委 員  | 無しの声あり。   |
| 議 長  | 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。  |
| 委 員  | 全員挙手。   |
| 議 長  | 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願ひします。  |
| 兼平書記 | 番号 7、譲渡人、L、住所、大柿町●●、職業、無職。<br>譲受人、M、住所、大柿町●●、職業、会社員。<br>所在地、大柿町●●字○○の 3 筆、合計面積は 1,184 m <sup>2</sup> 。<br>申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「譲受人と売買について合意が得られたの  |

で、有償で譲り渡す。」

譲受人は「当該地を有償で譲り受け、専業農家の両親と営農を行う。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 村上委員、お願いします。

村上委員 事務局が説明したとおり、間違いありません。すでに綺麗に管理されていたので、問題ありません。よろしくお願いします。

議長 他に質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。以上で農地法第3条の審議を終わりました。議案第35号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局は、説明をお願いします。

兼平書記 議案第35号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和4年9月29日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号1、譲渡人、N、住所、広島市佐伯区●●●、職業、会社員。

譲受人、株式会社O 代表取締役P、住所、広島市安佐南区●●●、職業、会社役員。

所在地、能美町●●字○○の7筆、合計面積は1,039㎡。

申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「譲受人からの希望により有償で譲り渡す。一部の現況が宅地となっているため始末書を添えて申請する。」

譲受人は「近隣で共同住宅の需要があると聞き、アパート経営を行うため有償で譲り受け、宅地へ転用する。」以上、御審議をお願いします。

議長 川尻委員、お願いします。

川尻委員 現地確認を行いました。事務局が説明したとおりで間違いありません。よろしくお願いします。

議長 他に質問等ございませんか。無いようであれば、私から質問させていただきます。一部、宅地とありますが、かなり昔から建物が建っているのですか。

|      |   |
|------|---|
| 佐山書記 | 一番上の写真を御覧ください。この写真のとおり倉庫が建っており後は、草刈り管理された原野のような土地です。倉庫はかなり昔からの物になると思います。  |
| 議長   | 分かりました。その他質問等ございませんか。   |
| 委員   | 無しの声あり。   |
| 議長   | それでは採決に入ります。本案件について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  |
| 委員   | 全員挙手。   |
| 議長   | 全会一致で許可とします。以上で、農地法第5条の審議を終わらして、議案第36号、非農地証明の申請について、事務局は説明をお願いします。  |
| 兼平書記 | 議案第36号、非農地証明の申請について。農地法第2条第1項の規定により、次のとおり証明申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和4年9月29日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。<br>番号1、申請人、Q、住所、能美町●●。<br>所在地、能美町●●字○○○の2筆、合計面積は1,700㎡。<br>申請理由は、「昔は田、畑として耕作していたが、平成26年頃に相続した際には、すでに山林化していたため申請する。」以上、御審議をお願いします。 |
| 議長   | 川尻委員、お願いします。  |
| 委員   | 現地確認を行ったところ、写真のとおり全ての対象地が山林化しておりました。非農地判定に問題無いと思いますので、よろしくをお願いします。  |
| 議長   | 他に質問等ございませんか。   |
| 委員   | 無しの声あり。   |
| 議長   | 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。  |
| 委員   | 全員挙手。   |
| 議長   | 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。  |
| 兼平書記 | 番号2、申請人、R、住所、能美町●●。<br>所在地、能美町●●字○○の1筆、面積は2,075㎡。<br>申請理由は「昭和50年頃からミカン栽培の耕作放棄後、雑木、竹が全面に群  |

生し山林化しているため申請する。」以上、御審議をお願いします。

議 長 田中委員、お願いします。

田中委員 事務局が説明したとおりで間違いありません。よろしくをお願いします。

議 長 他に質問等ございませんか。

委 員 無しの声あり。

議 長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。

兼平書記 番号 3、申請人、S、住所、江田島町●●。  
所在地、江田島町字○○○の 2 筆、合計面積は 1,982 m<sup>2</sup>。  
申請理由は「15 年位前から高齢で適正な管理ができなくなったため、非農地申請をする。」以上、御審議をお願いします。

議 長 私が現地確認を行いましたので報告します。現地は、すでに荒れて山林化しており傾斜もきつい土地でございましたので、農地としての再生は難しいと思います。他に質問等ございませんか。

委 員 無しの声あり。

議 長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で許可とします。以上で非農地申請を終わりにして、議案第 37 号の空き家付き農地指定登録申請を事務局から説明、お願いします。

兼平書記 議案第 31 号、空き家付き農地指定登録申請について。農業法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条第 2 項第 6 号及び江田島市空き家に附随する農地の別段面積設定要領（令和元年訓令第 1 号）第 4 条の規定により、次のとおり指定登録申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和 4 年 9 月 29 日提出。江田島市農業委員会会長 小原正清。

番号 1、申請人住所、呉市●●●。氏名、T。

所在地、江田島町●●\_\_丁目の 1 筆、地目、台帳、畑、現況、畑、面積は 199 m<sup>2</sup>。

申請理由は、「隣接する宅地及び家屋を一体として売却したいが、当該土地の地目が農地であることに加え、下限面積の 1,000 m<sup>2</sup>を下回るため空き家付き農地として申請する。」以上、御審議をお願いします。

議 長 山田委員、お願いします。

山田委員 空き家と農地の間に里道がありましたが、隣接する家屋と農地で問題はありませんので、よろしくお願いします。

議 長 他に質問等ございませんか。

委 員 無しの声あり。

議 長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で許可とします。以上で空き家付き農地を終わりにして、議案第 38 号、農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

兼平書記 議案第 38 号 農用地利用集積の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、江田島市長から江田島市農用地利用集積計画の決定について、依頼があったので農業委員会の議決を求める。令和 4 年 9 月 29 日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

今月は新規 1 件の申請がありました。

番号 1、所在地、江田島町●●\_\_丁目\_\_番\_\_、面積、675 m<sup>2</sup>、所有者、江田島町●●、U、権利の種類、所有権、設定を受ける者、広島市南区●●●、V、利用権の種類、使用貸借権、内容、野菜、始期、公告日翌日、終期、始期から 5 年間。以上、新規 1 件です。御審議をお願いします。

議 長 何か御意見等ございませんか。

山田委員 先ほどの 3 条 1 番の下限面積の足らなかった分になります。この借りる農地と 3 条 1 番の農地を併せて 1,000 m<sup>2</sup>の下限面積をクリアしますので、よろしくお願いします。

議 長 他にありますか。

委 員 無しの声あり。

議 長 採決に入ります。本案件について、計画の決定に賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で本計画を決定とします。以上で農用地利用集積計画の決定を終わります。日程第5の協議事項に入ります。事務局は何かありますか。

佐山書記 事務局から報告があります。先日、広島県農業会議から農業委員会活動記録セットの途中経過の提出を求められました。ランダムに選んで2～3人分を見せてほしいとのことでした。今年度の初めから、農業会議、広島県ともに厳しくいきますと言っておられましたので、予想はできていました。皆様方も他人事とは捉えずに毎日の日記代わりに記入してもらえばと思います。国の補助金にも関わってきますので、御協力をお願いします。

もう1点は、先ほどの冒頭で事務局長から報告がありました、農地パトロール中の事故についてです。沖美町の調査は、終わっている段階ではありますが、残り3町の調査は未だ継続中なので、安全第一をお願いします。また、事務局員が危ない場所へ行こうとしたら、現地をよく知っている委員の皆様の方から注意喚起してやってください。場所によっては危険が潜んでいると思いますので、皆さんで互いに気を付けて行ってください。よろしくをお願いします。

議長 今、事務局から説明があったとおり活動記録セットの記入を私も含めて、苦手分野ではございましょうか御協力をお願いします。国の補助金も関る重大な事案と考え、自分なりの記入をよろしくをお願いします。

次に、パトロールのことですが、今回の事故は大ケガではありますが大事には至らなかったのが不幸中の幸いだったと思い、暑さ、危険場所、蜂、ヘビ等、十分気を付けて行ってください。くれぐれも体を大事に考えての行動をお願いします。

以上で今月の総会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。